

立ち直りを支える 地域のチカラ

～保護司による地域の息の長い活動紹介～

再犯防止に向けた 滋賀県の取り組み



滋賀県における
再犯防止の取組

知事メッセージ

本県では、「誰もが自分らしく幸せを感じられる健康しがの実現」を目指しており、国や市町と一体となって、刑事司法関係機関や更生保護・福祉の支援を行う民間協力者の御理解と御協力をいただきながら、社会全体で更生保護に取り組んでいます。

罪を犯した人の中には、生活困窮や孤独・孤立など様々な生きづらさがあったり、さらには物価高騰等の影響により、経済的・社会的困難を抱える場合も多くあります。

このような課題や新たな社会情勢を踏まえ、令和6年3月に「第二次滋賀県再犯防止推進計画」を策定しました。

この計画においては、対象者の個人の特性に応じた支援の充実や関係機関とのさらなる連携強化により、支援の輪を拡充するとともに、引き続き、刑事司法手続きを含むあらゆる段階で、生きづらさのある人に寄り添う「息の長い支援」を実施し、被害者を生み出さない安全・安心な社会の実現を目指してまいります。

再犯防止や更生保護の取組に対する理解を県全体に広げてまいりたいと思っております。ともに考えてまいりましょう。



3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを



16 平和と公正をすべての人に



第二次滋賀県再犯防止 推進計画策定の趣旨

本県では、平成31年3月に滋賀県再犯防止推進計画を策定し、国、市町および民間協力者等とともに、再犯防止および更生保護に取り組んでまいりました。

罪を犯した人等の中には、生活困窮や孤独・孤立など様々な生きづらさのある人も多く、さらに新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により、多くの人が経済的・社会的に困難な状況にあります。

罪を犯した高齢者や障害のある人等の中には、必要な福祉的支援や地域社会の理解があれば、再犯に陥らず、社会参加を目指す人もいます。

滋賀県では、関係機関が一丸となって、生きづらさのある人に寄り添いながら、犯罪が選択肢とならないような社会環境をつくるとともに、それがひいては被害者を生み出さない社会となることを目指して、第二次滋賀県再犯防止推進計画を策定しました。



就労に関する連携事例



事例 ①

● 暇を持て余して出かけた盛り場で昔の仲間に出会い誘われるままに薬物に手を出した。次第に薬中心の生活となり仕事も辞めてしまい家族にも迷惑をかけるように…

薬物のことなんか分かるのか？
ほっとおいて！と思っていた

保護観察官

薬物再乱用防止プログラムを実施

Aさん

担当保護司

いろいろな話を聞いてくれる
大事な相談相手

保護観察期間

フォローアップ

就労支援事業者機構

障害者 B 型作業所

(精神障害者
保健福祉手帳取得)

障害を抱える同僚の
まっすぐな生き方にふれる

自分がしてもらったように自分も
人を支えるようになりたいと考える
ようになる

職場のリーダーとしての
働きができるまでに成長する

就労支援事業者機構とは

犯罪や非行をした人たちの社会
復帰のため、就労先の確保や定
着支援等を行い、協力雇用主へ
の支援を行うNPO法人。

フォローアップとは

保護観察を終えた人に就
労先を紹介したり生活上
の相談にのったりして、社
会生活を支える保護司会
の取り組み。

事例 ②

● 酒気帯び運転、飲酒運
転を繰り返し免許停止中、
無免許運転で自転車を
巻き込む事故をおこす

・母親が引受人
・両親とも高齢

家族

Bさん

担当保護司

事件を起こす前から働いていた就職先の社長と
Bさんの就労等について話した

協力雇用主

就職先の社長は、Bさんが刑務所収容中に
面接に行くなど、事件の内容、保護観察の
ことも全て理解した上で見守ってくれた

雇用主にあたたかく見守ら
れながら仕事復帰ができた。
免許も再取得した。

協力雇用主とは

犯罪や非行歴があるため仕事に
就くことが難しい人たちを、その
事情を理解した上で雇用し、立ち
直りを支援する事業主。



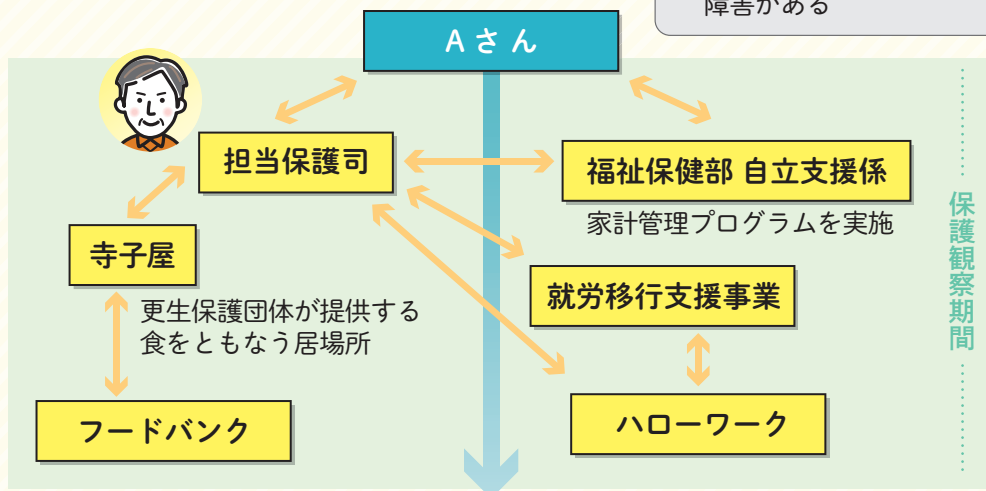
福祉との連携事例



事例 ①



- 引受人は母親（母子家庭）
- 引受人を含む家族全員が発達障害がある



フォローアップへ

家計管理プログラムとは
 得た収入をどう使うか買ったもののレシートを一緒に確認。無駄な使い方をしていないか指導を受ける。

フードバンクとは
 包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが通常の販売が困難な食品・食材を企業から引き取り必要としている所へ無償提供している団体。

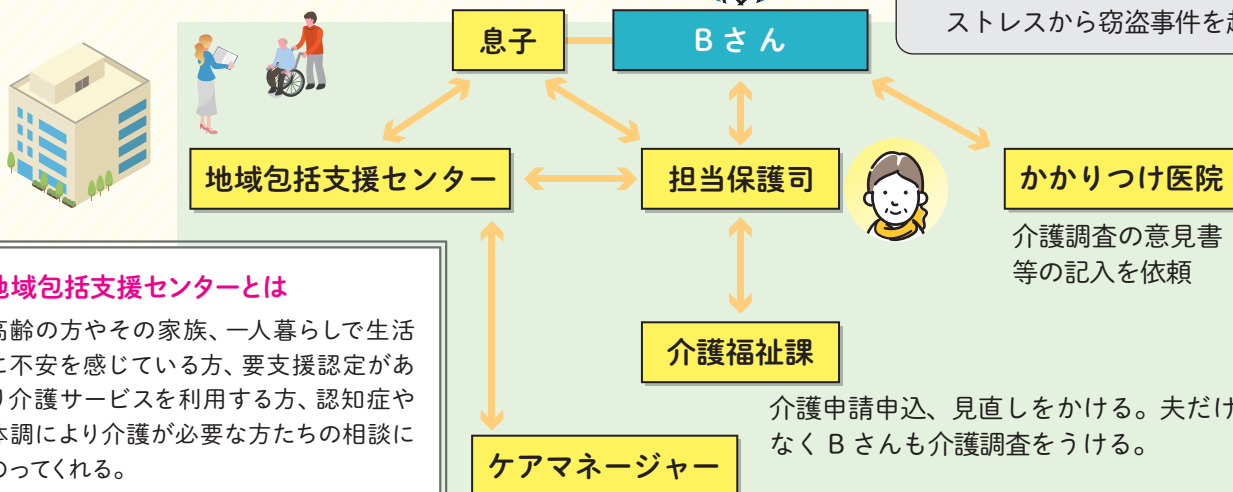
就労移行支援事業とは
 ジョブリード (joblead) は職業訓練生を受け入れ、複数の事業所から仕事を受け作業をするほか、就労に向けての面接・企業見学・企業実習・トレーニングができる所。



事例 ②



- 引受人は同居の長男。車椅子で介護の必要な夫がいる。日頃のストレスから窃盗事件を起こす。



地域包括支援センターとは
 ・高齢の方やその家族、一人暮らしで生活に不安を感じている方、要支援認定があり介護サービスを利用する方、認知症や体調により介護が必要な方たちの相談にのってくれる。
 ・介護保険制度や介護の方法、介護用品について、健康や福祉、生活や医療に関する相談や悩みなどにも対応してくれる。

ケアマネージャー（介護支援専門員）とは
 要介護者や要支援者の相談を受け、サービスを受けられるようにケアプランを作成しサービス事業所や施設等との連絡調整をする人。

介護関連の事業所
 家のリフォームをする。スロープ・手すりをつけるなどの相談

介護福祉課の仕事
 介護保険のサービスに関する事務、65才以上の介護保険料に関する事務、介護施設の整備に関する事務を行っている。

滋賀 KANAMEプロジェクト

保護司は犯罪や非行からの再出発を支える内容も複雑多岐にわたり、保護司一人の力だけでは足りていません。関係機関・団体がネットワークを構築し、相互に協働して活動ができる

ネットワーカー



KANAMEワーカー

県下各保護区保護司会において地域連携担当者として、関係機関との支援の調整や保護司の相談相手となり、地域ネットワーク構築の中心となる人。



カタリスト

地域の更生保護や再犯防止の取り組みを内外に長い支援の拡充を目指す人。



キヅキスト

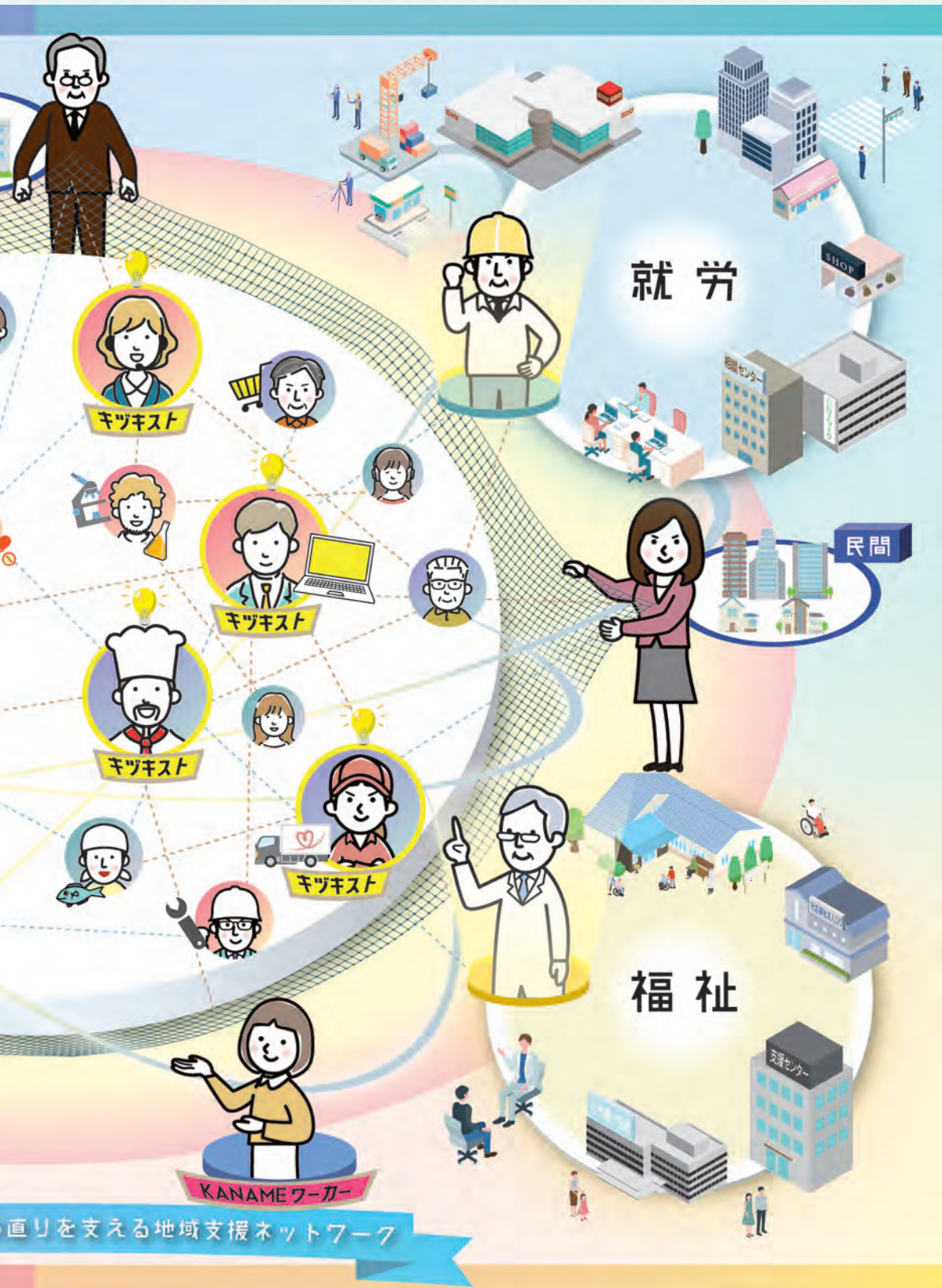
地域において日々の暮らしの中で生きづらさをかかえた人に気づき関心を持ち相談にのる。そして関係機関など必要なところに繋ぎ、立ち直りを支援していく人。

※これらの文言は、滋賀県更生保護事業協会で考案し使用するものです。



滋賀県更生保護事業協会 立ち

支えるために、対象者の生活を見守り、時として様々な相談にのっています。昨今、社会が多様化する中、状況や相談内
では対応が難しくなっています。そこで地域支援ネットワークの構築により、地域社会全体で取り組むことが必要になっ
ネットワークをつくり、地域の社会資源を提供し合い、立ち直し支援のための連携を図り、『KANAME』となる人「ネットワーカー」
体制をつくろうというものです。



再出発しようとする
人たちの現状を
見てみると…

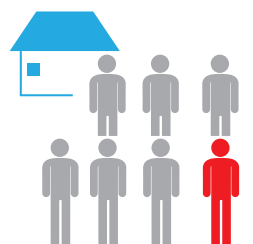
国内で検挙された人のうち
再犯者 **約2人に1人**



刑務所出所後5年以内に
再び罪を犯して
刑務所に戻る人の割合
約3人に1人



刑務所出所時に
住む場所がない人の割合
約7人に1人

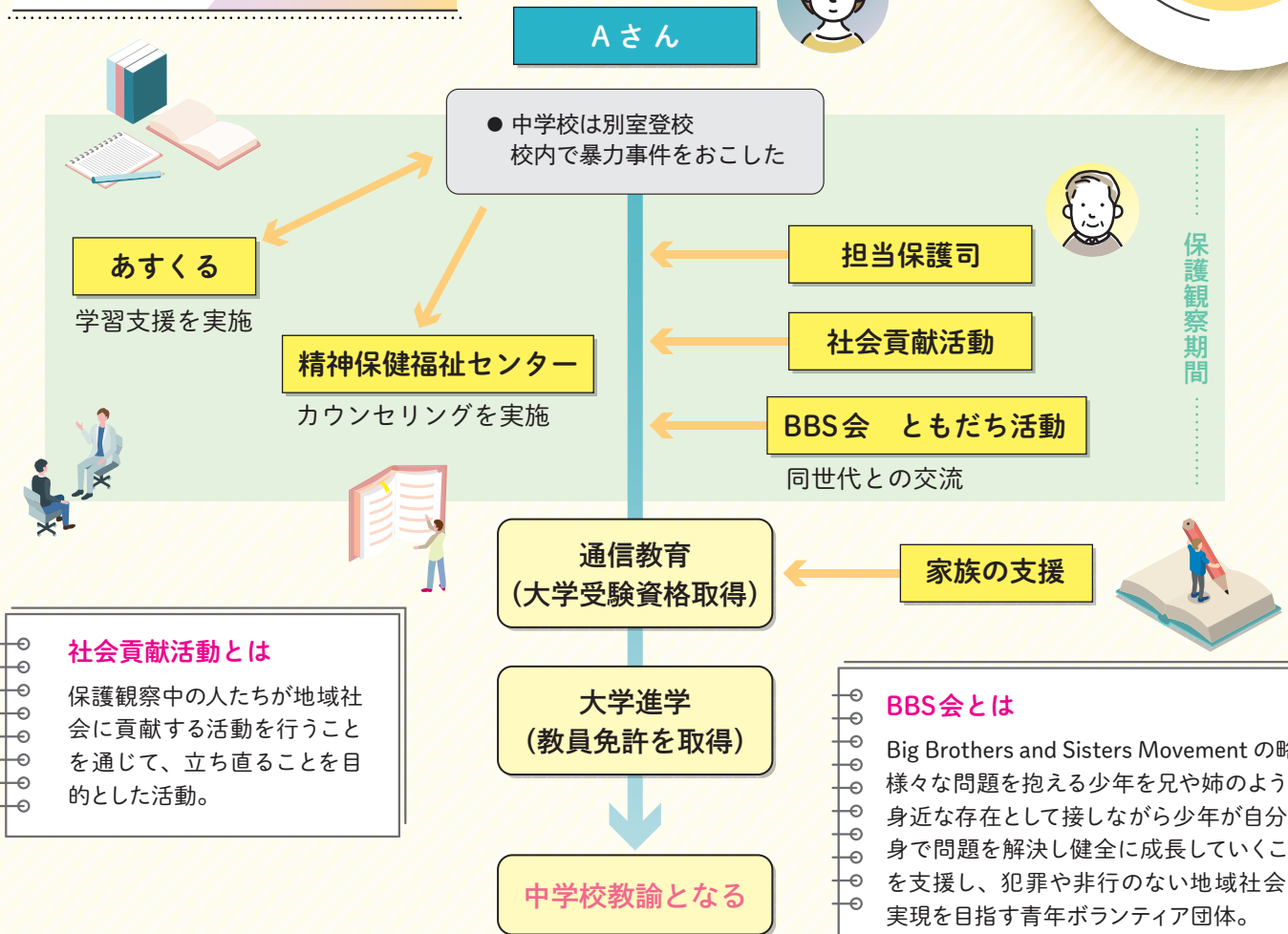




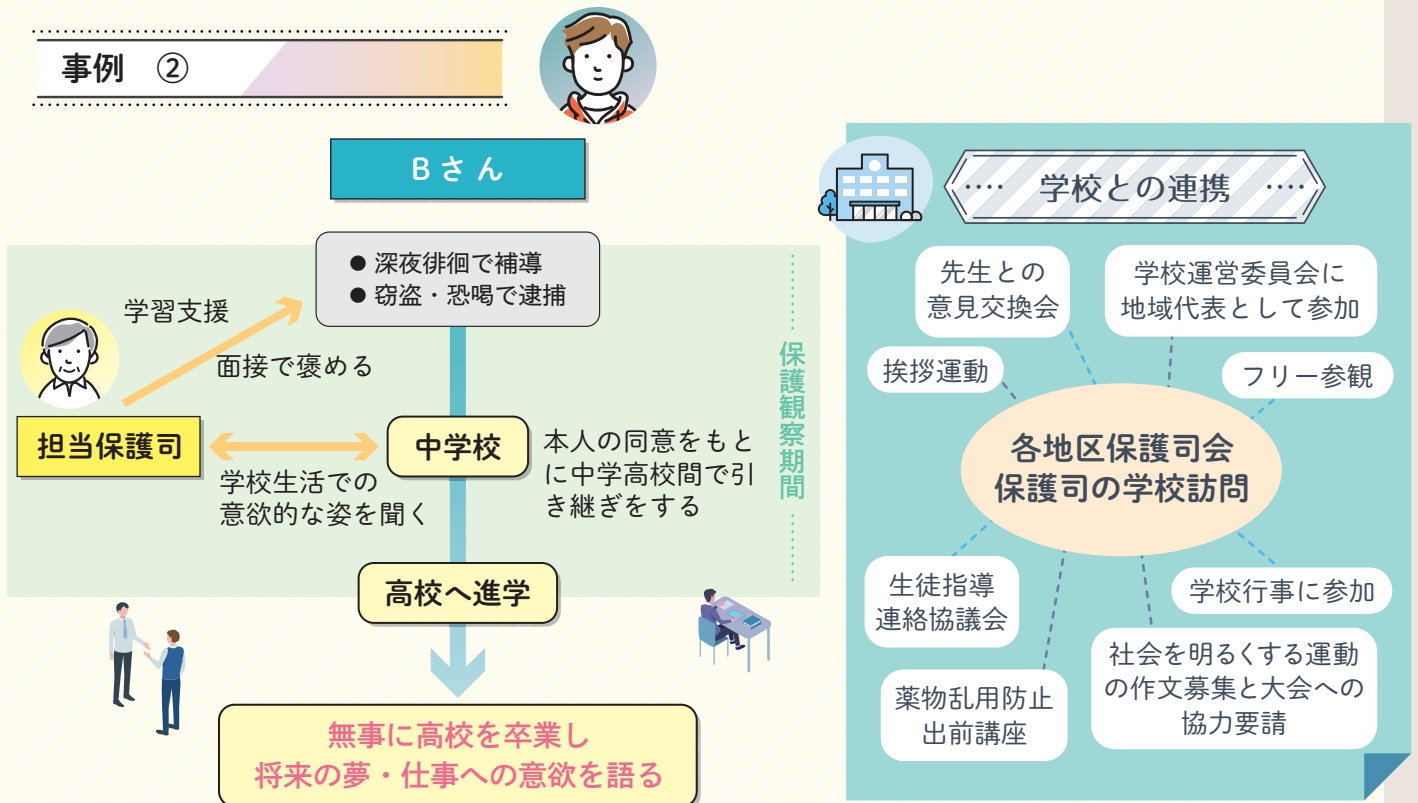
教育に関する連携事例



事例 ①



事例 ②





医療との連携事例

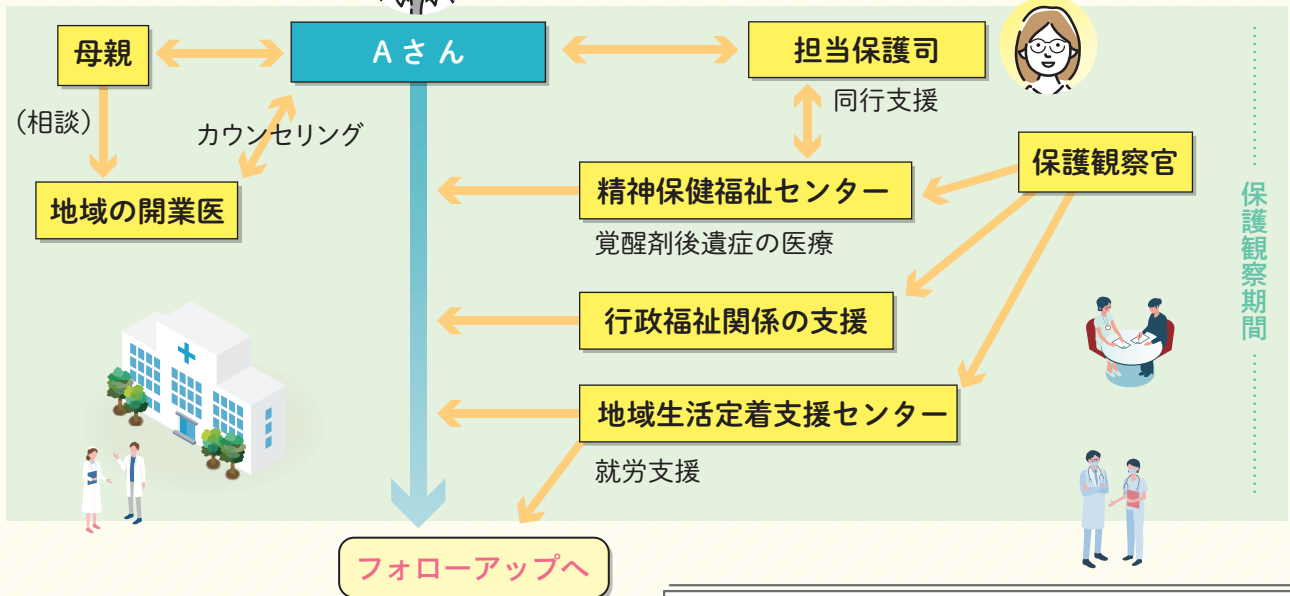


事例 ①

(不安・焦り・自信がない)



- 覚醒剤の後遺症で身体の不調をおこす。
幻覚・幻聴・感情の起伏が激しい
- 家族とのいさかいが絶えない

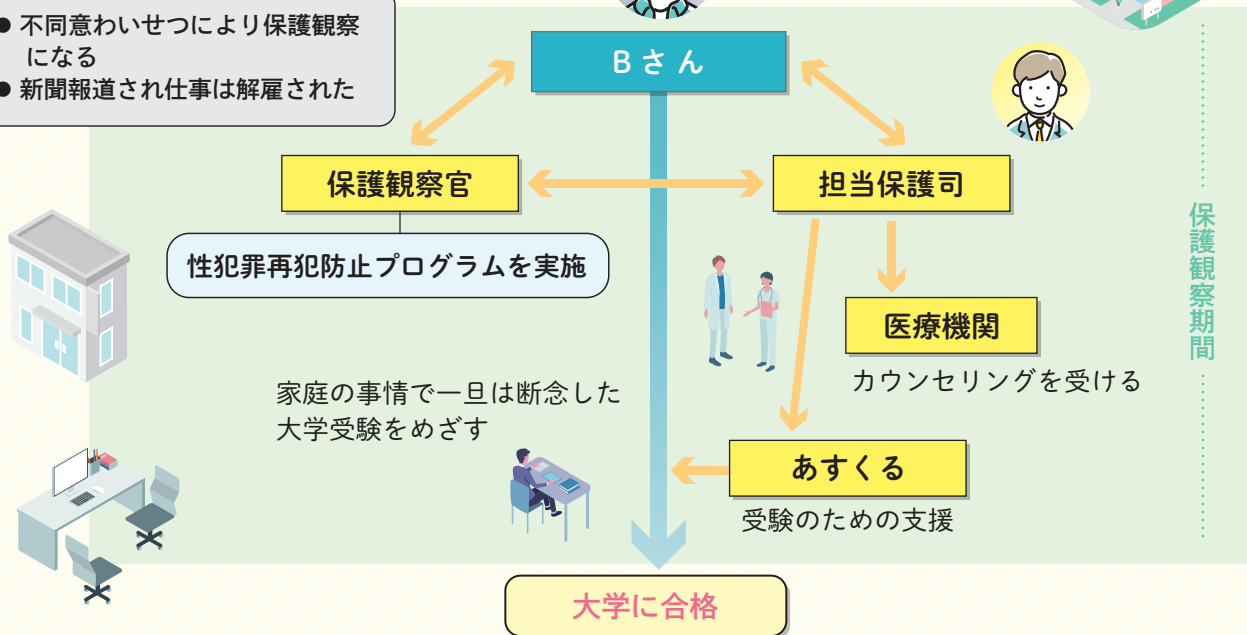


地域生活定着支援センターとは
保護観察所などと連携して、罪を犯した高齢者や障害のある方で、自立した生活を送ることが困難な方々に対し、自立した生活ができるよう、福祉サービス等へ繋ぐ支援を行ない、社会復帰及び地域での生活への定着を支援する機関。全国の都道府県に1か所ずつ設置されている。

精神保健福祉センターとは
心の病気や困りごとについて無料で電話や対面で相談ができる。精神保健福祉士や医師などの専門家が対応、必要に応じて使える支援の情報も提供。依存症相談拠点としての機能も持つ。相談内容に決まりはなく、幅広く相談可能。家族会や当事者グループ活動などのプログラムも準備されている。

事例 ②

- 不同意わいせつにより保護観察になる
- 新聞報道され仕事は解雇された



第二次滋賀県再犯防止推進計画

基本目標

罪を犯し、生きづらさのある人が犯罪を選択肢とすることなく地域で暮らしていくことができる社会の実現



1

国・市町・民間団体等との連携強化

- 国・市町・民間団体等と連携した更生支援のための取組
- 市町に対する必要な支援や域内のネットワーク構築のための取組

2

就労・住居の確保

- 就労の確保のための取組
- 住居の確保のための取組

3

保健医療・福祉的支援の充実

- 高齢者または障害のある人等への支援のための取組
- 特性に応じた支援のための取組

4

非行防止と 修学支援の実施

- 再非行の防止の観点も含めた非行防止のための取組
- 非行等を理由とする修学中断の防止のための取組

5

民間協力者の活動の推進、 広報・啓発活動の推進

- 民間協力者の活動の推進のための取組
- 広報・啓発活動の推進のための取組



保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、地域で保護観察官と協働して保護観察を受けている人と面接を行い指導や助言をするほか、刑事施設や少年院に入っている人がスムーズに社会生活を営めるよう、帰住先の実生活環境の調整や相談を行っています。全国に886保護区、約47,000人の保護司が活躍しています。

このような活動をしています。

保護観察

月に2~3回程度、保護観察を受けている人を自宅に招いたり、あるいは、家庭を訪問したりして面接を行い、保護観察期間中の遵守事項を守るよう指導するほか、就労の援助、本人の悩みに対する相談等を行っています。

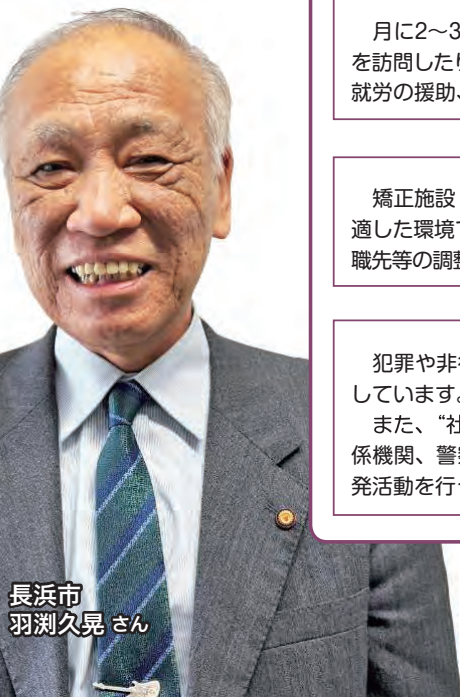
生活環境の調整

矯正施設（刑事施設や少年院）に収容されている人が釈放されたときに、更生に適した環境で生活できるよう、収容中から帰住先の調査や引受人との話し合い、就職先等の調整を行うなどし、必要な受入態勢を整えるなどの活動を行っています。

犯罪予防活動

犯罪や非行の発生を未然に防ぐことを目的として、様々な犯罪予防活動を実施しています。

また、“社会を明るくする運動”など、地方公共団体、学校等教育機関、福祉関係機関、警察関係者等地域における様々な機関・団体と連携して、更生保護の啓発活動を行っています。



長浜市
羽瀨久晃 さん

発行元：滋賀県
監 修：滋賀県更生保護事業協会



東近江市
上阪よう子 さん